

奈良県における取組

本年3月に「奈良県公共交通基本計画」を改定

- 「地域がより主体的に公共交通を維持・充実する取組に参画する」との基本理念に基づき、以下の主要4分野の取組を推進

県内公共交通の維持・充実に向けた取組

公共交通に関わる空間の質向上

多様な関係者による連携・協働

時代の変革に対応した公共交通の構築

令和4年度の具体的な取組例

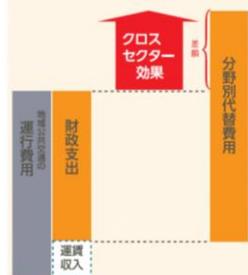
「公共交通とまちづくり等の検討プロセス」の強化

- 客観的な指標に基づく路線の『診断』(バスカルテ): 継続
- バスだけでなく、鉄道・オンデマンド交通等との連携など、地域の輸送サービス全体の最適化を目指す

公共交通の効果の多面的評価

- 公共交通サービスがあることで観光、医療・福祉等の関係分野に生じるプラスの効果(クロスセクター効果)の実証

⇒ 県内3市村にて実証事業を実施



クロスセクター効果のイメージ

デジタル技術の活用による新サービスの導入

- 自動運転やMaaS等、デジタル技術による公共交通サービスの改善・充実を図る

⇒ 「奈良県デジタル化戦略」に基づき、県内5エリアで導入に向け協議会設立



三郷町の自動運転車両の実証運行

地域の主体的な取組を進めるに当たっての課題

- 現状、民間事業者に対し、県はほとんど「権限」を有しておらず、サービス水準は事業者が決定。
- 県独自の公共交通に関する計画に基づき、路線の維持・確保に取り組んでいるが、「要請」ベースであり補助の財源も乏しい。

(参考)

本県の公共交通(バス)関係予算:約3.9億円 ※令和4年度

- ・広域路線バス運行への支援、鉄道等と一体となった路線網見直し
- ・「拠点」としてのバス停の機能向上
- ・ノンステップバス・EVバスの導入に対する支援 等



地域主体の取組をより積極的に展開するには、十分な財源の確保が必要。

国にお願いすること

- ・ 地域公共交通のサービス維持・充実を都道府県の「責務(義務)」として位置付けるとともに、その責務(義務)を果たす観点から、事業者に対する「権限」を都道府県に付与することや、地域公共交通への都道府県等地方自治体の意見が反映される仕組みを検討いただきたい。
- ・ このような制度上の位置付けを基礎として、「地方バス路線の運行維持に要する経費」につき、関連予算の拡充や普通交付税としての位置づけの拡大等の財源確保を検討いただきたい。